

令和7年度 八戸市中小企業
なりわい再建被災資産復旧事業補助金
Q & A

内容

1 補助金の内容（申請手続き関係）	4
（問1） どのような補助金か。	4
（問2） 1事業者で複数回に分けて交付申請することは可能か。	4
（問3） 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。	4
（問4） 補助金の対象となる資産復旧事業は、いつまでに完了する必要があるか。	4
（問5） 見積書は1者からの取得でもよいか	4
（問6） 交付申請時に添付する見積書に有効期限はあるか。	4
（問7） 既に完了した工事と、これから取り掛かる工事が混ざっている場合、添付書類はどうすればよいか。	5
（問8） 被害の証明のため「被害届出証明書」の写しの添付・提出が必要か。	5
（問9） 固定資産課税台帳や償却資産明細書等はどのような目的で必要か。	5
（問10） 全ての被災状況について写真が必要か。	5
（問11） 他の補助金との併用は可能か。	5
（問12） 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。	5
（問13） 本補助金で復旧を行った施設・設備は、保険（共済）に加入する必要があるか。	5
（問14） 「中小企業者」の要件を満たすかどうかの判断はいつの時点で行うか。	6
（問15） 補助金の交付には、事業継続計画（BCP）の策定は必要か。	6
2 補助対象事業者	7
（問1） 補助対象者の要件はあるか。	7
（問2） 個人事業主は補助対象者となるか。	7
（問3） 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象者となるか。	7
（問4） 複数のグループ企業（みなし同一企業）がある場合や、出資状況等による制限はあるか。	7
（問5） 補助対象者について、地域での限定はあるか。	7
3 補助対象経費	8
（問1） 補助対象経費の範囲はどうか。	8
（問2） 補助金額は。また、補助金額に上限や下限はあるか。	8
（問3） 補助金の下限額（10万円）を満たすため、少額の修繕等を複数合算して申請してもよいか。	8
（問4） 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうか。	8
（問5） 施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいか。	8
（問6） 施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。	9
（問7） 施設・設備の解体費用は補助対象となるか。	9
（問8） 施設・設備の修繕にあたり、以前よりも丈夫な素材等を使う場合は、補助対象となるか。	9
（問9） 施設の建替えは補助対象となるか。	9
（問10） 空き店舗（又は空き工場）を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。	9
（問11） 建物に被害を受けたので、移転のために中古物件を購入することは可能か。	9

（問 1 2）施設の耐震補強に係る費用は補助対象となるか。	9
（問 1 3）店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるか。	10
（問 1 4）事業用の賃貸物件（テナントビル、貸店舗、貸工場等）が被害を受けたが、補助対象となるか。	10
（問 1 5）駐車場は、補助対象となるか。	10
（問 1 6）設備の修理ではなく、入替えは補助対象となるか。	10
（問 1 7）器具や工具は補助対象となるか。	10
（問 1 8）プリンターや複合機は対象となるか。	10
（問 1 9）リース物件は、補助対象となるか。	10
（問 2 0）使えなくなった既存リース設備に係る残債や途中解約金は補助対象となるか。	11
（問 2 1）新たにリース契約を結んで設備を導入する場合、月々のリース料金に対して補助金が交付されるのか。	11
（問 2 2）リース会社が複数の案件を申請する場合、リース会社に対して補助上限（500 万円）の制限はあるか。	11
（問 2 3）保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。	11
（問 2 4）資産計上されていない施設・設備も補助対象となるか。	11
（問 2 5）書類を紛失し、資産計上されていたことが証明できない。	11
（問 2 6）自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか。	12
（問 2 7）過去に国や地方自治体の補助金を用いて設置・整備した資産の修繕等を行う場合、今回の補助金を利用できるか。	12
（問 2 8）福利厚生施設は補助対象となるか。	12
（問 2 9）修繕工事に含まれる法定福利費は補助対象となるか。	12
4 補助金の変更交付申請について	13
（問 1）どのような場合に変更交付申請が必要か。	13
（問 2）交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。	13
（問 3）設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた設備とは異なるものを導入することは可能か。	13
5 実績報告について	14
（問 1）実績報告書はいつまでに提出する必要があるか。	14
（問 2）実際に補助事業に要した経費が増加し、補助金額が交付決定額を上回る場合に、補助金額を増額できるか。	14
（問 3）発注書や契約書は全て提出が必要か。	14
（問 4）概算払を希望しているがどのような手続きが必要か。	14
（問 5）実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が交付されるのか。	14

1 補助金の内容（申請手続き関係）

（問1） どういう補助金か。

- 市では、青森県東方沖地震により被災した中小企業者の復旧を支援することで、事業活動の速やかな再興と雇用の維持（なりわい再建）を図り、もって地域経済の持続的な発展に資するため、当該中小企業者が所有する事業用資産の復旧に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

（問2） 1事業者で複数回に分けて交付申請することは可能か。

- 1事業者からの申請は1回限りとなります。

（問3） 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。

- 青森県東方沖地震に係る災害救助法の適用日（令和7年12月8日）以降に発注した経費を補助対象経費に含めることが可能です。補助金申請前に発注・支払済の経費や、補助金申請後から交付決定前に発注した経費も対象となります。
- ただし、申請のあった補助金額の全額の交付決定を保証するものではなく、申請内容を審査した結果、不交付決定や減額される場合がありますので、予め了承した上で着手してください。

（問4） 補助金の対象となる資産復旧事業は、いつまでに完了する必要があるか。

- 事業実施期間内（令和8年12月30日）に資産の復旧と代金の支払を完了する必要があります。
- 交付決定を受けた事業であっても、事業実施期間中に完了しない場合は補助対象外となります。

（問5） 見積書は1者からの取得でもよいか

- 原則2者以上の見積もりが必要ですが、既に契約・発注済みのものに関しては、1者で可とします。
- なお、申請にあたっては、見積書の写しに代えて契約書や請書、領収書等の写しを提出いただいても構いません。

（問6） 交付申請時に添付する見積書に有効期限はあるか。

- 交付申請の段階で「有効期限内」である見積書を添付してください。有効期限が切れている場合は、改めて見積書を取得していただく必要があります。

(問7) 既に完了した工事と、これから取り掛かる工事が混ざっている場合、添付書類はどうすればよいか。

- 交付申請の段階では見積書と領収書が混在していても構いませんが、実績報告時には領収書(写し)の提出が必要となります。

(問8) 被害の証明のため「被害届出証明書」の写しの添付・提出が必要か。

- 被害届出証明書の添付・提出は要件にしていません。代わりに交付申請書に被害写真や見積書等の添付が必要です。

(問9) 固定資産課税台帳や償却資産明細書等はそのような目的で必要か。

- 補助対象となる資産の所有者の確認や、事業用であると特定するために提出を求めるものです。

(問10) 全ての被災状況について写真が必要か。

- 補助金を申請する資産が複数ある場合は、その分を全て提出願います。
- 写真の提出にあたっては、見積項目にあがっている修繕内容ごとに被災状況を写真で確認できるようにしてください。壁のクラック(ひび割れ)など、施設全体に及んでいる場合には、全景と主な被災箇所の写真で結構です。(ひび割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。)
- 修繕前の写真がない場合でも、客観的に被害を証明できる資料があれば代替可能です。その場合は個別に御相談ください。

(問11) 他の補助金との併用は可能か。

- 国・地方公共団体などが実施する補助金等の対象経費に含まれるものについては、本補助金の対象経費に含めることはできません。

(問12) 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

- 申請の時点で保険金の受領額が未確定の場合は、実績報告の際に関係資料を提出してください。

(問13) 本補助金で復旧を行った施設・設備は、保険(共済)に加入する必要があるか。

- 本補助金では、復旧後の施設・設備の保険(共済)への加入を義務付けていません。

(問14)「中小企業者」の要件を満たすかどうかの判断はいつの時点で行うか。

- 本補助金の対象となる「中小企業者」の要件を満たすかどうかは、申請時点での資本金や従業員数等により判断されます。

(問15) 補助金の交付には、事業継続計画（BCP）の策定は必要か。

- 補助対象者の要件として「事業継続計画を策定した者、又は策定する意思を有する者であること」としていますが、交付の時点での策定は必須要件にしていません。事業完了後の速やかな策定を努力義務としています。

2 補助対象事業者

(問1) 補助対象者の要件はあるか。

- 補助対象者は、市内で事業を再開するため資産の復旧を行おうとする「中小企業者」又は「中小企業団体」です。詳しくは募集要領を御確認ください。
- なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人、社団法人、学校法人は対象外です。

(問2) 個人事業主は補助対象者となるか。

- 中小企業支援法に規定する中小企業者の要件(従業員数)を満たしていれば、対象となります。

(問3) 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象者となるか。

- 大企業は原則として対象外です。
- また、次のような「みなし大企業」に該当する中小企業者も対象外となります。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している。
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している。
 - ③ 大企業者の役員又は社員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占めている。

(問4) 複数のグループ企業（みなし同一企業）がある場合や、出資状況等による制限はあるか。

- 本補助金では、実質的な支配者が同じであると認められる企業（グループ企業）の間では、補助金を受けられるのは1者のみとしています。詳しくは募集要領を御確認ください。

(問5) 補助対象者について、地域での限定はあるか。

- 八戸市内の事業所で使用する資産に被害を受けた中小企業者等が対象となります。
- なお、本社（個人事業主の場合は住所）の所在は問いません。

3 補助対象経費

(問1) 補助対象経費の範囲はどうか。

- 補助対象者が所有し、青森県東方沖地震により被害を受けた事業用の資産（施設又は設備）の復旧（修繕又は再取得）に要する経費が対象です。
- 施設の修繕・再取得や、設備の修繕・再取得と一体で行う運搬や旧設備の撤去・処分に係る経費も補助対象経費に含まれます。
- 他方で、農林畜漁業、学校教育、医療福祉等に関連する資産や、住家用の賃貸マンション・アパートの復旧に要する経費は対象外です。
- また、汎用性があり容易に目的外使用が可能なもの（パソコン、テレビ、車両など）や、減価償却資産に該当しないもの（土地、販売用の商品、仕掛品など）、休業等による逸失利益を補填するもの、被災状況調査費等の事前調査費用や仮復旧費も対象外となります。

(問2) 補助金額は。また、補助金額に上限や下限はあるか。

- 補助金額は、補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額になります。
- 補助上限額は1事業者当たり500万円（複数の事業所に被害があっても同額）、下限額は10万円です。
- 交付申請額が10万円未満となるような申請はできません。

(問3) 補助金の下限額（10万円）を満たすため、少額の修繕等を複数合算して申請してもよいか。

- 資産計上されるものであれば金額にかかわらず申請可能です。全体として補助金の下限額を満たしていれば対象となります。

(問4) 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうか。

- 消費税及び地方消費税は補助対象外です。補助対象経費は税抜経費で計算してください。

(問5) 施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいか。

- 復旧後の資産は、被害を受けた資産の機能・能力を大幅に上回り、又は増設するものでないものである必要があります。

(問6) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなくてもよいか。

- 規模を縮小して復旧すること自体は制限されていません。事業の継続のために最低限の規模での復旧とすることは可能ですが、復旧後の資産は減価償却資産として適正に計上するものである必要があります。

(問7) 施設・設備の解体費用は補助対象となるか。

- 修繕又は再取得（設備等）と一体で行う被害を受けた施設・設備の撤去・処分に係る経費は補助対象となります。
- ただし、撤去・処分に係る経費のみでの申請はできません。

(問8) 施設・設備の修繕にあたり、以前よりも丈夫な素材等を使う場合は、補助対象となるか。

- 社会通念上、被害を受けた資産の機能・能力を大幅に上回るものでなければ対象となります。

(問9) 施設の建替えは補助対象となるか。

- 本補助金では、建替えを含む建物の建築に係る費用は対象外となります。

(問10) 空き店舗（又は空き工場）を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。

- 本補助金では、建物の賃貸に係る費用は対象外となります。
- 他方、移転にあたっての内装工事や設備の再取得に要する経費は対象になる場合がありますので、個別に御相談ください。

(問11) 建物に被害を受けたので、移転のために中古物件を購入することは可能か。

- 中古施設の購入に係る費用は対象外です。

(問12) 施設の耐震補強に係る費用は補助対象となるか。

- 本補助金では機能・能力を大幅に上回る復旧は対象外とされているため、単なる原状回復を大きく超える耐震補強工事は対象外となります。

(問 1 3) 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるか。

- 事業用以外の用途と共用の施設は、事業用部分の復旧に要する経費のみ申請することができます。面積等で明確に区分して申請してください。

(問 1 4) 事業用の賃貸物件（テナントビル、貸店舗、貸工場等）が被害を受けたが、補助対象となるか。

- 発災前から補助対象者（中小企業者等）に該当する入居者が存在し、復旧後も当該入居者が継続して入居し事業を行う場合に限り対象となります。
- 申請者は物件のオーナーとなります。なお、大企業であっても対象です。

(問 1 5) 駐車場は、補助対象となるか。

- 駐車場は、賃貸・自社使用いずれも対象外です。

(問 1 6) 設備の修理ではなく、入替えは補助対象となるか。

- 設備の再取得（入替）は補助対象となります。

(問 1 7) 器具や工具は補助対象となるか。

- 減価償却資産に適正に計上するものであり、かつ容易に目的外使用が可能（汎用性がある）なものでなければ対象となります。

(問 1 8) プリンターや複合機は対象となるか。

- 据え置き型の大型複合機（事実上持ち運びができず事業所で専用使用される床置き型など）であれば対象となります。卓上におけるような小型プリンター類は、パソコン等と同様に汎用性があり容易に目的外使用が可能とみなされ、対象外となります。

(問 1 9) リース物件は、補助対象となるか。

- 使用者が補助対象者（中小企業者等）に該当し、かつ常時使用する場合に限り対象となり、この場合の申請者はリース会社となります。なお、リース会社が大企業であっても対象です。
- 詳細は「リース資産の取扱い」を確認願います。

(問20) 使えなくなった既存リース設備に係る残債や途中解約金は補助対象となるか。

- 本補助金は新たな設備の復旧に係る直接的な経費を対象としているため対象外です。

(問21) 新たにリース契約を結んで設備を導入する場合、月々のリース料金に対して補助金が交付されるのか。

- リース会社が新たにリース設備の用に供する資産を購入する経費(新規購入分の購入費)が補助対象となります。
- 補助金の交付を受けたリース会社は、使用者に対して補助金相当額分を控除したリース料を設定する必要があります。

(問22) リース会社が複数の案件を申請する場合、リース会社に対して補助上限(500万円)の制限はあるか。

- リース会社としての上限はありませんが、使用者の補助上限額が、自己所有資産の復旧経費に係る補助金額を含めて500万円となります。

(問23) 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。

- 補助対象となります。
- ただし、被害を受けた資産に係る保険金や共済金等の受領がある場合で、その給付額が自己負担額(補助対象経費から補助金交付額を除いた額)を超えるときは、自己負担額を超える額の2分の1を補助金の額から控除して算定します。
- また、保険金額を控除する際、提出資料から消費税相当分が確認できる場合に限り、税抜きの金額で取り扱います。

(問24) 資産計上されていない施設・設備も補助対象となるか。

- 資産計上されていない施設・設備がある場合には、個別に御相談ください。

(問25) 書類を紛失し、資産計上されていたことが証明できない。

- 課税台帳等の写しによる特定が必要となりますので、書類がない場合は税務署や市資産税課にて書類の再発行等について御相談ください。

(問26) 自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか。

- 対象ではありますが、見積合わせの実施や客観的な支払いの事実（金融機関振込等）が必要となります。また、自社の従業員の人件費や諸経費などは対象外となります。

(問27) 過去に国や地方自治体の補助金を用いて設置・整備した資産の修繕等を行う場合、今回の補助金を利用できるか。

- 今回の青森県東方沖地震により新たに被害を受けたものであれば対象となり得ますが、事前に過去の補助金の交付元にも確認をお願いします。

(問28) 福利厚生施設は補助対象となるか。

- 減価償却資産として事業の用に供するものであれば対象となり得ますが、事業の再開に不可欠と認められないものは対象外と判断する場合があります。事前に市へ御相談ください。

(問29) 修繕工事に含まれる法定福利費は補助対象となるか。

- 工事業者から提出される見積書や請求書の内訳として「法定福利費」が計上されている場合は、施設や設備の修繕に要する工事費の一部として補助対象となります。また、「法定福利費」が独立した項目になっておらず、「労務費」や「人件費」として一括りで計上されている場合や各作業工程の単価に含まれている場合であっても、同様に補助対象となります。
- 他方で、自社の従業員が修繕工事を行う場合（自社施工）、自社の従業員へ支払う給与（人件費）や、それに伴う法定福利費は、資産の復旧に要する経費以外も含まれているため、対象外となります。

4 補助金の変更交付申請について

(問1) どのような場合に変更交付申請が必要か。

- 事業の内容を変更する場合は、事前に市へ「事業変更承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。
- ただし、以下の①～③に該当するような軽微な変更であれば、市の承認は不要です。
 - ① 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更
 - ② 事業費の20%を超えない増減
 - ③ 補助金の額の20%を超えない減
- なお、事業を休止又は廃止しようとするときも、事前の承認申請が必要となります。変更等が見込まれる場合は、速やかに市へ連絡・相談してください。

(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。

- 施工事業者や見積事業者の変更自体は可能ですが、それに伴い事業内容(工事内容や規模など)や事業費に変更が生じる場合は、その変更の程度(事業費の20%を超える増減があるか等)によっては「事業変更承認申請」が必要となる場合があります。変更が見込まれる場合は、速やかに市へ連絡・相談してください。

(問3) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた設備とは異なるものを導入することは可能か。

- 交付申請時に予定していた設備とは異なるものを導入する場合には、事業内容の変更に該当する可能性があります。変更が見込まれる場合は、速やかに市へ連絡・相談してください。

5 実績報告について

(問1) 実績報告書はいつまでに提出する必要があるか。

- 実績報告書の提出期限は、令和9年1月29日(金)までとなります。
- なお、交付決定の時点で既に復旧事業が完了している方については、速やかに実績報告書を提出してください。

(問2) 実際に補助事業に要した経費が増加し、補助金額が交付決定額を上回る場合に、補助金額を増額できるか。

- 交付決定額が補助金額の上限となるため、実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回っても、補助金額は増額できません。
- 他方で、実際に補助事業に要した経費が減少し、補助金額が交付決定額を下回る場合は、補助金額を減額して確定します。

(問3) 発注書や契約書は全て提出が必要か。

- 実績報告時には、修繕等に係る発注書又は契約書の写し、引渡書又は納品書等の写し、請求書の写し、領収書又は銀行振込依頼書の写し(支払いが確認できる客観的な書類)の提出が必要です。
- また、工事や再取得の実績を確認するため、修繕等の実施前後の写真や、出来高設計書、関係図面等もあわせて提出していただきます。

(問4) 概算払を希望しているがどのような手続きが必要か。

- 本補助金においては概算払はありませんので、補助事業実施にあたっては一旦の自己負担が必要となります。

(問5) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が交付されるのか。

- 実績報告書が提出された後、市で内容の審査(必要に応じて現地調査)を行い、事業内容が適切と認められれば「補助金確定通知書」を送付します。
- その後、申請者から「請求書」を提出していただき、市が請求書を受理してから30日以内に指定の金融機関口座へ補助金を振り込みます。